

年収百三十万円未満の国民健康保険の加入者は

社会保険の被扶養者になれる場合があります

被扶養者として社会保険に加入できるのは、左の図の三親等内の親族であることが第一の条件となります。

被扶養者になるためには、主に被保者（下の図の本人）の収入で生活していることが必要です。その基準としては、被扶養者となる人の年間収入が百三十万円（60歳以上や障害者は百八十万円）未満で、被保者の収入の二分の一未満でなければなりません。

●被保者と同居でも別居でもよい人

① 配偶者② 子、孫③ 弟、妹④ 父母など直系の尊属

●被保者と同居が条件の人

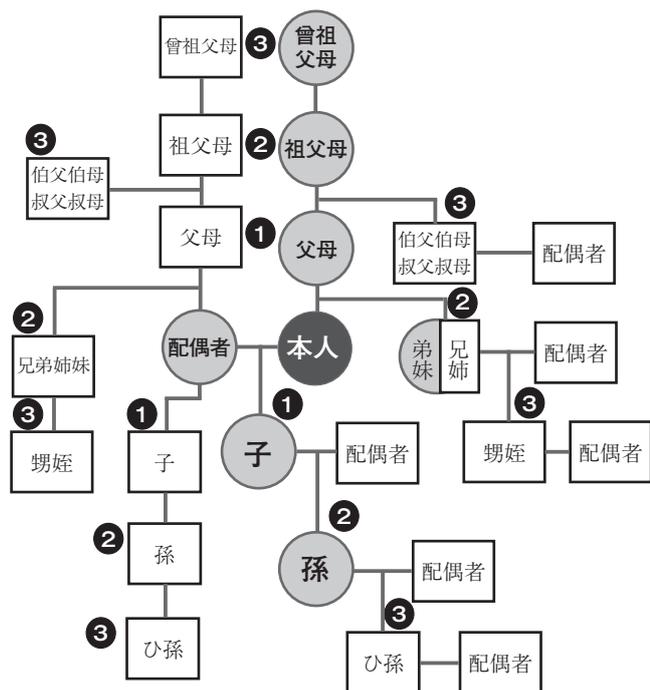
① 前記以外の三親等内の親族② 被保者の内縁の配偶者の父母や子③ 内縁の配偶者が死亡した後の父母や子
家族の社会保険に被扶養者として加入しても、その保険料が上がることはありません。該当すると思われる場合は、家族の職場の健康保険担当者にご相談ください。

また、社会保険の被扶養者になったときは、14日以内に役場保険健康課保険年金班で手続きをしてください。

●必要なもの
印かん、社会保険の保険証、国民健康保険証

被扶養者の範囲 (三親等の親族図)

白抜き数字は、親等数です。○の人は、主に被扶養者（下図の本人）の収入で生活していることが必要です。□の人は主に被扶養者の収入で生活し、かつ被扶養者と同居していることが必要です。



税務 Q&A

役場税務班 ☎42局2111番

税金の疑問に
お答えします



QUESTION ANSWER Pension

Q
疑問

国民健康保険税は市町村によって税率が違
うというのは本当ですか？



A
答え

国民健康保険税は、任意税率を採用しているため、市町村によって税率が異なっています。任意税率としているのは、国保事業の支出の大半を占める療養給付費の支払見込み額の総額を課税総額算定の基準として算出する方法が、最も妥当とされているからです。被保険者の医療費の支払が増えると、国保事業者の療養の給付費の支払も増えますので、税率は大きくなり、税額も高くなります。

【国民健康保険税】（主世帯に課税）＝医療分＋後期高齢者支援分＋介護分

A 医療分 $(\text{総所得金額等} - 33 \text{万円}) \times \text{所得割率} + \text{均等割額} \times \text{人数} + \text{平等割額}$

B 後期高齢者支援分 $(\text{総所得金額等} - 33 \text{万円}) \times \text{所得割率} + \text{均等割額} \times \text{人数} + \text{平等割額}$

C 介護分 $(\text{総所得金額等} - 33 \text{万円}) \times \text{所得割率} + \text{均等割額} \times \text{人数} + \text{平等割額}$

※介護分は、40歳から64歳に該当する人のみです。

例（鞍手町Kさんの場合）

夫（43歳）、妻（39歳）、中学生（14歳）、小学生（11歳）の4人世帯

夫の給与収入 340万円（総所得金額 220万円）

妻の給与収入 103万円（総所得金額 38万円）

計算例 ▼ 100円未満は切り捨て

- A 夫の総所得金額等 基礎控除額 妻の総所得金額 基礎控除額 所得割率 均等割額 人数 平等割額
 $\{ (220 \text{万円} - 33 \text{万円}) + (38 \text{万円} - 33 \text{万円}) \} \times 8.90\% + 18,500 \text{円} \times 4 \text{人} + 25,500 \text{円} \doteq 270,300 \text{円}$
- B 夫の総所得金額等 基礎控除額 妻の総所得金額 基礎控除額 所得割率 均等割額 人数 平等割額
 $\{ (220 \text{万円} - 33 \text{万円}) + (38 \text{万円} - 33 \text{万円}) \} \times 2.30\% + 5,400 \text{円} \times 4 \text{人} + 6,900 \text{円} \doteq 72,600 \text{円}$
- C 夫の総所得金額等 基礎控除額 所得割率 均等割額 人数 平等割額
 $(220 \text{万円} - 33 \text{万円}) \times 1.90\% + 6,900 \text{円} \times 1 \text{人} + 4,700 \text{円} \doteq 47,100 \text{円}$

Kさんの国民健康保険税

医療分 後期高齢者支援分 介護分
 (A) + (B) + (C) = 国民健康保険税
 270,300円 + 72,600円 + 47,100円 = 390,000円

近隣市町の税率

市町村名	区分	所得割率	均等割額（1人当たり）	平等割額（1世帯当たり）	資産割率
鞍手町	医療分	8.90%	18,500円	25,500円	-
	後期高齢者支援分	2.30%	5,400円	6,900円	-
	介護分	1.90%	6,900円	4,700円	-
小竹町	医療分	7.20%	13,500円	17,500円	-
	後期高齢者支援分	2.50%	6,500円	4,500円	-
	介護分	1.53%	6,800円	4,100円	-
直方市	医療分	10.20%	22,000円	27,000円	-
	後期高齢者支援分	2.00%	6,300円	5,000円	-
	介護分	1.53%	9,500円	-	-
宮若市	医療分	8.00%	16,000円	21,000円	15.00%
	後期高齢者支援分	2.50%	5,600円	4,800円	-
	介護分	1.82%	6,100円	5,300円	3.19%

※資産割（宮若市）は、固定資産税額×資産割率